

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（16 経教規程第25号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考																																																																																				
<p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第25号</p> <p>第1条～5条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産官学連携・知的財産センター</td> <td>教授及び助教</td> <td>3年</td> <td>再任可。ただし、2回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>工学部情報コミュニケーション工学科の全講座</td> <td>助手</td> <td>3年</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野</td> <td>助教授</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>機械システム工学科の全講座</td> <td>助手</td> <td>3年</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府</td> <td>助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>農学府及び農学部</td> <td>助手</td> <td>3年</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>総合情報メディアセンター</td> <td>助手</td> <td>3年</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>工学府機械システム工学専攻 機械材料学分野</td> <td>助教授</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	産官学連携・知的財産センター	教授及び助教	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	工学部情報コミュニケーション工学科の全講座	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	助教授	5年	再任不可	法第5条第1項	機械システム工学科の全講座	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	生物システム応用科学府	助手	5年	再任不可	法第5条第1項	農学府及び農学部	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	総合情報メディアセンター	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	工学府機械システム工学専攻 機械材料学分野	助教授	5年	再任不可	法第5条第1項	<p>第1条～5条 省 略(現行どおり)</p> <p>附 則 省 略(現行どおり)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産官学連携・知的財産センター</td> <td>教授及び准教授</td> <td>3年</td> <td>再任可。ただし、2回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>工学府及び工学部の全講座</td> <td>助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>機械システム工学専攻 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 機械材料学分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野</td> <td>准教授</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府</td> <td>助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合情報メディアセンター</td> <td>助手</td> <td>3年</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>助教</td> <td>5年</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科 国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条適用者</td> <td>教授、准教授及び講師</td> <td>5年</td> <td>再任可。ただし、2回限りとし、任期は3年以内とする。</td> <td>法第5条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	産官学連携・知的財産センター	教授及び准教授	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	工学府及び工学部の全講座	助教及び助手	5年	再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。	法第5条第1項	機械システム工学専攻 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 機械材料学分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	准教授	5年	再任不可	法第5条第1項	生物システム応用科学府	助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項	総合情報メディアセンター	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	技術経営研究科 国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条適用者	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとし、任期は3年以内とする。	法第5条第1項	
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																																																																		
産官学連携・知的財産センター	教授及び助教	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
工学部情報コミュニケーション工学科の全講座	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	助教授	5年	再任不可	法第5条第1項																																																																																		
機械システム工学科の全講座	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
生物システム応用科学府	助手	5年	再任不可	法第5条第1項																																																																																		
農学府及び農学部	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
総合情報メディアセンター	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
工学府機械システム工学専攻 機械材料学分野	助教授	5年	再任不可	法第5条第1項																																																																																		
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																																																																		
産官学連携・知的財産センター	教授及び准教授	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
工学府及び工学部の全講座	助教及び助手	5年	再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。	法第5条第1項																																																																																		
機械システム工学専攻 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 機械材料学分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	准教授	5年	再任不可	法第5条第1項																																																																																		
生物システム応用科学府	助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項																																																																																		
総合情報メディアセンター	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項																																																																																		
技術経営研究科 国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条適用者	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとし、任期は3年以内とする。	法第5条第1項																																																																																		

附 則 （19 教規程第7号）

- この規程は、平成19年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行し、別表に定める教育研究組織において任期制の対象となる職に施行日以降に採用される者、若しくは昇任する者について適用する。
- 平成19年3月31日に従前の規程において別表に定める任期制の対象となる職に在職し、かつ任期制の適用を受けていない者であって、施行日以降、別表中の教育研究組織に係る対象となる職へ昇任した者について本規定を適用する際には、同人の同意を得なければならない。